＜確定申告会場の簡易フローチャート＞

1 令和３年１月１日現在、扶桑町に住所（住民登録）があるかの確認

令和３年１月１日現在、扶桑町に住所（住民登録）がある
- YES → 下記【2. 収入の有無や種類などの確認】へお進みください。
- NO → 扶桑町では住民税が課税されませんので、令和３年１月１日現在、住所のある市町村にご相談ください。

2 収入の有無や種類などの確認

令和２年１月１日～12月31日までの１年間に収入がある
- YES →
  - 給与収入がある → 下記【ア．給与収入がある方】へお進みください。
  - 公的年金収入がある → 年金支払報告書に源泉徴収税額の記載がある
    - YES → 7ページ【イ．①年金支払報告書～】へお進みください。
    - NO → 7ページ【イ．②年金支払報告書～】へお進みください。
  - 保険の満期返戻金等の一時的な収入がある → 7ページ【ウ．一時的な収入がある方】へお進みください。
  - 株・土地建物の売買（譲渡所得）がある → 扶桑町中央公民館ではなく、小牧市公民館での申告となります。申告会場Ｂへお進みください。
  - 農業所得・不動産所得・事業所得のいずれかがある（自営業、外交員、内職等） → 申告会場ＢまたはＣへ
- NO ↓ 親族に扶養されている
  - YES ↓ 申告不要です
  - NO ↓ 申告会場Ｅへ

ア 給与収入がある方

勤務先で年末調整を済ませた
- YES → 年末調整をした給与所得以外に、他の会社の給与収入や他の所得がある
  - YES → 他の所得が20万円以下である
    - YES → 申告会場Ｅへ
    - NO ↓ マイナンバーカードを持っている
      - YES ↓ e-Tax ホームページへ
      - NO → 申告会場ＢまたはＣへ
  - NO ↓ 医療費控除等控除内容に追加・変更がある
    - YES → マイナンバーカードを持っている
    - NO ↓ 申告不要です
- NO ↓ 源泉徴収票に源泉徴収額の記載がある
  - YES ↓ 申告会場ＢまたはＣへ
  - NO ↓ 申告会場Ｅへ

イ ①年金支払報告書に源泉徴収税額の記載がある方

公的年金収入が400万円以下である
- YES → 公的年金以外の所得がある
  - YES → 公的年金以外の所得が20万円以下である
    - YES → 生命保険・地震保険・医療費控除などの追加控除がある
      - YES → 申告会場Ａ,ＢまたはＣへ
      - NO → 申告会場Ｅへ ただし、企業年金を受給されている方は、申告により還付となる場合があります。
    - NO → 申告会場Ａ,ＢまたはＣへ
  - NO → 生命保険・地震保険・医療費控除などの追加控除がある
    - YES → 申告会場Ａ,ＢまたはＣへ
    - NO → 申告不要です。ただし、企業年金を受給されている方は、申告により還付となる場合があります。
- NO → 申告会場Ａ,ＢまたはＣへ

イ ②年金支払報告書に源泉徴収税額の記載がない方

公的年金収入が400万円以下である
- YES → 公的年金以外の所得がある
  - YES → 公的年金以外の所得が20万円以下である
    - YES → 申告会場Ｅへ
    - NO → 申告会場Ａ,ＢまたはＣへ
  - NO → 生命保険・地震保険・医療費控除などの追加控除がある
    - YES → 申告会場Ｅへ
    - NO → 申告不要です
- NO → 申告会場Ａ,ＢまたはＣへ

ウ 一時的な収入がある方

収入－必要経費－50万円が0円よりも大きくなる
- YES → 申告会場ＢまたはＣへ
- NO → 申告不要です

フローチャートの結果で示している申告会場Ａ～Ｅの詳細については、広報ふそう２月号４ページの内容をご確認ください。

- ●上記フローチャートは、一般的なケースを示しています。収入状況などによっては該当しない場合があります。
- ●フローチャートの結果が申告会場Ａ,ＢまたはＣのいずれかとなった場合でも、申告義務のない方が、「還付申告」を行う場合は（年末調整済の給与所得のみの方で医療費控除や寄附金控除により還付を受ける場合など）申告会場Ｄもご利用いただけます。